（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、法第12条第１項の認定要件を満たすことを示す。

１　純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること

別紙１の該当する事項を記載する。

２　代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていること

別紙２の該当する事項を記載する。

（別紙１）

純資産の額が一定の額以上であることその他の
経済産業省令で定める要件を備えているものであること

１　直前の決算における以下要件への充足状況

①　資産超過であるか

純資産合計額＝　　円　＞　０

②　EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であるか

EBITDA有利子負債倍率＝　　倍　≦　10 〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） 借入金・社債（　　）円　－　現預金（　　）円 営業利益（　　）円　＋　減価償却費（　　）円

（記載要領）

１　勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

２　②については「営業利益＋減価償却費」は「０」（ゼロ）を超えていることが必要です。「借入金・社債－現預金」は「０」（ゼロ）以下でも対象となります。

なお、減価償却費は、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めず記載してください。